平成３０年（フ）第９６号
和歌山市里１番地２　ガーデンハイツＭＩ101号、前住所和歌山県岩出市森198番地の８（206号）
債務者　登尾　　修
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井　智也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１７８８号
京都府八幡市橋本平野山68番地の65
債務者　ハピネス整骨院ことあおぞら整骨院こと　野村　　啓
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２０号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―17―305
債務者　新井　　操
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３６９号
埼玉県幸手市栄５番８―502号、旧住所埼玉県幸手市栄５番８―402号
債務者　渡辺　裕勝
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　光昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６０４号
さいたま市南区曲本３丁目６番４号
債務者　原田真奈美
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２８号
愛知県豊川市中央通５丁目46番地　ハイツ金屋橋10Ａ号
債務者　ローソン豊川市役所東店こと　加藤　義武（旧姓彦坂）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅生　剛弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１５号
山口県宇部市大字西岐波2125番地56
債務者　冨永　由香（旧姓圓城寺）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近本佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第４７１号
愛知県春日井市篠木町８丁目2967番地２
債務者　大野　葉子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０５号
静岡県三島市幸原町２丁目18番１号
債務者　井出　光佳
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本耕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第６５号
奈良県大和高田市高砂町３番８―601号　ＨＫＤ―Ⅱ、前住所奈良県大和高田市大字藤森135番地２　ストークＢ201号室
債務者　川村　明子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙谷　政史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
三重県松阪市飯高町森482番地３
債務者　柳谷　重喜
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成３０年（フ）第１７４６号
大阪市淀川区十八条２丁目５番５号
債務者　直木　将範
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　祐生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０９号
長崎県長崎市中園町４番17号　九州ハイツ101号
債務者　山根　　守
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　真邦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成３０年（フ）第８号
北海道小樽市新光１丁目28番631号
破産者　海老沼亜弓
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６５号
北海道常呂郡訓子府町仲町23番地１
破産者　泉山　雅人
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
群馬県前橋市力丸町123番地１
破産者　小島　千明（旧姓髙**楯**）
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１０１号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目20番13号、申立時の住所神奈川県藤沢市稲荷１丁目３番11号
破産者　元吉　亜紀（旧姓松田）
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部